

吹田市勤労者福祉共済条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、市内の事業所に働く勤労者について、勤労者福祉共済制度（以下「共済」という。）を確立し、もつてこれらの勤労者の福祉の増進を図り、併せて市内の事業所の振興に寄与することを目的とする。

（加入資格）

第2条 共済に加入することができる者は、市内に事業所を有する事業主とする。

2 第7条第1項第2号又は第3号に該当して脱退させられた者は、脱退の日から1年間は、共済に加入することができない。

（入会させる従業員等の範囲）

第3条 正規従業員（期間を定めて使用する者及び常時勤務に服することを要しない者（以下これらを「非正規従業員」という。）以外の従業員をいい、役員を兼ねる者を除く。以下同じ。）の数が300人以下である共済加入者は、市内の事業所に勤務する全ての正規従業員を共済に入会させなければならない。

2 前項の共済加入者は、次に掲げる者を共済に入会させることができる。

(1) 非正規従業員

(2) 役員（従業員を兼ねる者を含む。）

(3) 主たる事業所が市内にある共済加入者にあつては、市外の事業所に勤務する正規従業員

3 正規従業員の数300人を超える共済加入者は、非正規従業員のみを共済に入会させることができる。

4 前項の規定にかかわらず、共済加入期間中に正規従業員の数300人を超えた共済加入者のうち、主たる事業所が市内にある者は、正規従業員を共済に入会させることができる。この場合においては、市内の事業所に勤務する全ての正規従業員を共済に入会させなければならない。

5 第3項の規定にかかわらず、共済加入期間中に正規従業員の数300人を超えた共済加入者のうち、主たる事業所が市外にある者は、市内の事業所に勤務する正規従業員を共済に入会させることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

（受益）

第4条 共済に入会した者（以下「被共済者」という。）は、共済による利益を受けるものとする。

（共済掛金）

第5条 共済加入者は、被共済者1人につき月額800円を超えない範囲内で規則で定める額の共済掛

金を納付しなければならない。この場合においては、月の中途において被共済者となり、又は被共済者でなくなつた者に係る共済掛金についても、1月分を納付しなければならない。

2 共済加入者は、毎月末日（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日）までに当該月分の共済掛金を納付しなければならない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、納付期限を延長することができる。

3 既納の共済掛金は、返還しない。

（脱退の制限）

第6条 共済加入者は、共済から脱退しようとするときは、被共済者全員の同意を得なければならない。

（給付事業）

第8条 本市は、共済の給付事業として、次に掲げる給付金の支給を、別表第1に定めるところにより行う。ただし、共済加入者である被共済者は、永年勤続慰労金の支給を受けることができない。

- (1) 結婚祝金
- (2) 出産祝金
- (3) 入学祝金
- (4) 災害見舞金
- (5) 傷病見舞金
- (6) 重度障害見舞金
- (7) 死亡弔慰金
- (8) 永年勤続慰労金
- (9) 退会せん別金

2 給付金の支給の請求は、当該支給の原因となる事実（以下「支給原因事実」という。）の発生した日から1年以内にしなければならない。

3 市長は、偽りその他不正の行為により給付金の支給を受けた者がいるときは、これを返還させるものとする。

（貸付事業）

第9条 本市は、共済の貸付事業として、次に掲げる資金の貸付けを、別表第2に定めるところにより行う。ただし、共済加入者である被共済者は、厚生資金の貸付けを受けることができない。

- (1) 厚生資金

- (2) 結婚資金
- (3) 災害資金
- (4) 傷病資金

2 資金の貸付けを受けることができる被共済者は、被共済者期間が6月以上であり、かつ、当該事業主の下における勤続期間が2年以上の者とする。

3 市長は、資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、償還未済額の全部を一時に償還させるものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の行為により資金の貸付けを受けたとき。
- (2) 被共済者でなくなつたとき。
- (3) 正当な理由がなく償還をしなかつたとき。

(福利事業)

第10条 本市は、共済の福利事業として前2条に掲げる事業のほか、第1条に規定する目的を達成するため、保健、教養その他の福利事業を行う。

(勤労者福祉共済運営委員会)

第11条 共済の運営について審議するため、本市に、市長の附属機関として、吹田市勤労者福祉共済運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 共済加入者を代表する者
- (2) 被共済者を代表するもの

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(以下省略)

附 則 (昭和61年10月16日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年11月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の吹田市勤労者福祉共済条例（以下「新条例」という。）別表1の規定は、昭和61年11月1日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が発生したものに係る給付金について適用し、施行日前に給付事由が発生したものに係る給付金については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表2の規定は、施行日以後に申請のあった厚生資金について適用し、施行日前に申請のあった厚生資金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 施行日から昭和62年10月31日までに発生した給付事由に基づき給付する傷病見舞金の額の算定については、施行日前に発生した給付事由に基づき給付した、又は給付すべき傷病見舞金の額は、新条例別表1 傷病見舞金の欄ただし書に規定する合算額に算入しないものとする。

附 則 (平成元年3月22日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年3月31日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の吹田市勤労者福祉共済条例（以下「新条例」という。）別表1の規定は、平成4年4月1日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が発生したものに係る永年勤続慰労金について適用し、施行日前に給付事由が発生したものに係る永年勤続慰労金については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において既に同一企業で勤続40年以上に達している被共済者については、施行日に勤続40年に達したものとみなして新条例別表1の規定を適用する。
- 4 新条例別表2の規定は、施行日以後に申請のあった厚生資金、結婚資金、災害資金又は傷病資金（以下「厚生資金等」という。）について適用し、施行日前に申請のあった厚生資金等については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月24日条例第3号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

- 1 結婚祝金（被共済者が結婚したときに支給する給付金） 30,000円。ただし、被共済者期間が1年未満であり、かつ、勤続5年未満の者については、15,000円とする。
- 2 出産祝金（被共済者又はその配偶者が出産（出産の日から起算して14日以内に死亡した子に係る出産を除く。）をしたとき支給する給付金） 1子につき10,000円
- 3 入学祝金（被共済者又はその子が入学したときに支給する給付金） 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額
 - (1) 被共済者が高等学校若しくは大学に入学したとき又は中等教育学校の後期課程に進級したとき 15,000円
 - (2) 被共済者の子が小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程に入学したとき 10,000円
- 4 災害見舞金（被共済者の居住している家屋が火災により焼失若しくは損壊したとき又は自然災害により損壊若しくは床上浸水したとき（地震に伴い焼失又は損壊したときを除く。）に支給する給付金） 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額。ただし、従業員寮に居住している者については、その半額とする。
 - (1) 火災による全焼又は全壊の場合 400,000円
 - (2) 火災による半焼又は半壊の場合 360,000円
 - (3) 自然災害による全壊の場合 120,000円
 - (4) 自然災害による半壊の場合 60,000円
 - (5) 自然災害による床上浸水の場合 12,000円
- 5 傷病見舞金（被共済者が引き続き14日以上療養を要する負傷をし、又は疾病にかかったときに支給する給付金） 次の各号に掲げる欠勤日数（共済加入者である被共済者にあつては、入院日数）の区分に応じ、当該各号に定める額。ただし、当該支給原因事実の発生の日前1年間に発生した支給原因事実に基づき給付する傷病見舞金の額との合計額は、68,000円を超えることはできない。
 - (1) 14日以上30日未満 9,000円

- (2) 30日以上45日未満 16,000円
- (3) 45日以上60日未満 23,000円
- (4) 60日以上75日未満 29,000円
- (5) 75日以上90日未満 36,000円
- (6) 90日以上105日未満 42,000円
- (7) 105日以上120日未満 48,000円
- (8) 120日以上135日未満 55,000円
- (9) 135日以上150日未満 61,000円
- (10) 150日以上 68,000円

6 重度障害見舞金（被共済者が労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第2の身体障害等級表の第1級又は第2級に該当する身体障害を有するに至ったときに支給する給付金） 120,000円

7 死亡弔慰金（被共済者又はその親族が死亡したときに支給する給付金） 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額

- (1) 被共済者が死亡したとき 200,000円
- (2) 被共済者の配偶者が死亡したとき 100,000円
- (3) 被共済者の父母（姻族の父母を除く。）が死亡したとき 15,000円
- (4) 被共済者の子が死亡したとき 40,000円。ただし、出産の日から起算して14日以内に死亡した子については、10,000円とする。
- (5) 被共済者又はその配偶者が妊娠4月以上で死産したとき 10,000円

8 永年勤続慰労金（被共済者が永年勤続したときに支給する給付金） 次の各号に掲げる当該事業主の下における勤続年数の区分に応じ、当該各号に定める額

- (1) 勤続10年に達したとき 8,000円
- (2) 勤続15年に達したとき 15,000円
- (3) 勤続20年に達したとき 23,000円
- (4) 勤続25年、30年、35年又は40年に達したとき（被共済者となった日現在既に勤続40年に達している者にあつては、被共済者となったとき） 30,000円

9 退会せん別金（被共済者期間が3年以上の被共済者が退会したときに支給する給付金） 次の各号に掲げる被共済者期間の区分に応じ、当該各号に定める額

- (1) 3年以上4年未満 5,000円

(2) 4年以上5年未満 7,000円

(3) 5年以上 9,000円に5年を超える部分につき1年増すごとに2,000円を加えた額

備考

- この表において、「全焼」又は「全壊」とは家屋の焼失又は損壊した部分の床面積の当該家屋の延床面積に占める割合が7割以上の場合をいい、「半焼」又は「半壊」とは当該割合が2割以上7割未満の場合をいう。
- この表において、「床上浸水」とは、当該家屋の主たる居住部分の床上以上に浸水した場合をいう。

別表第2

種類	適用	貸付限度額	貸付利率	貸付期間
厚生資金	被共済者が出産、教育、葬祭等の資金を必要とするとき。	300,000円	年6.00パーセント	30か月以内
結婚資金	被共済者が結婚のため資金を必要とするとき。	300,000円	年6.00パーセント	40か月以内
災害資金	火災により居住家屋が焼失又は損壊し復旧のため資金を必要とするとき。	500,000円	無利子	80か月以内
傷病資金	被共済者が療養のため資金を必要とするとき。	300,000円	無利子	50か月以内

備考

- 災害資金及び傷病資金の貸付けを受けることができる者は、災害見舞金及び傷病見舞金が支給を受けた被共済者とする。
- 現に資金の貸付けを受けている者は、重ねて資金の貸付けを受けることができない。ただし、災害資金及び傷病資金については、他の資金の貸付けを受けている場合であっても、貸付けを受けることができる。
- 償還は、毎月元利均等償還の方法による。

4 延滞利息は、年10.95パーセントとする。